

高知県海産養殖魚輸出動物衛生証明書取扱要領

【新】	【旧】
<p style="text-align: center;">高知県海産養殖魚輸出<u>動物衛生証明書</u>取扱要領</p> <p>1 目的と対象魚 この要領は、<u>平成30年3月28日付け29消安第6770号に基づき、本県から大韓民国（以下、「韓国」という。）に輸出される水産動物等の検疫証明について、日本と韓国との協議による合意が図られるまでの間、暫定的に高知県水産試験場が動物衛生証明書を発行するに当たり、必要な手続きを示したものである。</u></p> <p>2 申請者の資格 申請者は、県内の養殖業者とする。</p> <p>3 検査の実施機関及び<u>動物衛生証明書</u>の発行機関 (1) 検査の実施機関 <u>衛生証明</u>のための検査の実施機関（以下、「検査機関」という。）は、高知県水産試験場（須崎市浦ノ内灰方1153 - 23）若しくは宿毛漁業指導所（宿毛市小筑紫町湊208 - 16）とする。 (2) 動物衛生証明書の発行機関 動物衛生証明書の発行機関（以下、「発行機関」という。）は、高知県水産試験場（須崎市浦ノ内灰方1153-23）とする。</p> <p>4 動物衛生証明書の発行申請 (1) 申請方法</p>	<p style="text-align: center;">高知県海産養殖魚輸出<u>健康証明書</u>取扱要領</p> <p>1 目的と対象魚 この要領は、<u>平成21年2月26日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課水産安全室及び水産庁増殖推進部裁培養殖課連名の事務連絡並びに平成21年4月21日付け畜水産安全管理課水産安全室長の事務連絡に基づき、本県から大韓民国（以下、「韓国」という。）に輸出される養殖活魚のうち、マダイ、ブリのVHSに係る検疫証明について、日本と韓国との協議による合意が図られるまでの間、暫定的に高知県水産試験場が健康証明書を発行するに当たり、必要な手続きを示したものである。</u></p> <p>2 申請者の資格 申請者は、県内の養殖業者とする。</p> <p>3 検査の実施機関及び<u>証明書</u>の発行機関 (1) 検査の実施機関 <u>健康証明</u>のための検査の実施機関（以下、「検査機関」という。）は、高知県水産試験場（須崎市浦ノ内灰方 1153 - 23）若しくは宿毛漁業指導所（宿毛市小筑紫町湊 208 - 16）とする。 (2) 健康証明書の発行機関 健康証明書の発行機関（以下、「発行機関」という。）は、高知県水産試験場（須崎市浦ノ内灰方 1153-23）とする。</p> <p>4 健康証明書の発行申請 (1) 申請方法</p>

申請者は、生産者ごと、魚種ごと及び生産漁場ごとの集荷（以下、「ロット」という。）ごとに「韓国向け輸出水産動物等の動物衛生証明書発行申請書」（別紙様式1）により申請すること。申請にあたっては原産地証明書、パッキングリスト、副申書（区画漁業権証明）（別紙様式3）を添付すること。

また、当該申請に際しては、輸出するロットから検体を採取し、発行申請書とあわせて検査機関に搬送又は送付すること。

（2）検体数及び検体採取方法

検査対象となる検体数は、高知県海産養殖輸出動物衛生証明書取扱要領の運用について（平成30年5月1日付け30高漁振第20号）の規定に基づいた尾数とする。検体は、ロット内から無作為に採取し、6に示した検査効力の有効期間内に同一ロット内で複数回の申請を行う場合は、検査不要とする。

なお、採取及びと殺に当たっては、できるだけ魚体を傷つけないよう留意すること。

（3）検体の送付及び搬送方法

検体の搬送又は送付は、事前に検査機関の了解を得たうえで、発行申請書の提出と同時又は申請前に遅滞なく到着するように留意すること。

なお、検体の送付（搬送を含む。）は、検体採取後速やかに行うものとし、搬送又は輸送時にできるだけ鮮度が劣化しないように冷蔵するなどの措置を講じること。

5 衛生検査の方法

検査機関は、平成30年3月28日付け29消安第6770号に基づき、検体を検査する。

申請者は、生産者ごと、魚種ごと及び生産漁場ごとの集荷（以下、「ロット」という。）ごとに「大韓民国向け輸出活魚の健康証明書発行申請書」（別紙様式1）により申請すること。

また、当該申請に際しては、輸出するロットから検体を採取し、申請書類とあわせて検査機関に搬送又は送付すること。

（2）検体数及び検体採取方法

検査対象となる検体数は、高知県海産養殖魚輸出健康証明書取扱要領の運用について（平成21年8月19日付け21高漁振第188号）の規定に基づいた尾数とする。検体は、ロット内から無作為に採取する。

なお、採取及びと殺に当たっては、できるだけ魚体を傷つけないよう留意すること。

（3）検体の送付及び搬送方法

検体の搬送又は送付は、事前に検査機関の了解を得たうえで、申請書の提出と同時又は申請後遅滞なく到着するように留意すること。

なお、検体の送付（搬送を含む）は、検体採取後速やかに行うものとし、搬送又は輸送時にできるだけ鮮度が劣化しないように冷蔵するなどの措置を講じること。

5 健康検査の方法

検査機関は、平成21年2月26日付け農林水産省畜水産安全管理課水産安全室及び水産庁栽培養殖課連名の事務連絡に基づき、目視により検体を検査する。

6 動物衛生証明書の発行

発行機関は、前項の検査において異常が認められない場合は、動物衛生証明書「HEALTH CERTIFICATE FOR EXPORT OF LIVE AQUATIC ANIMALS AND PRODUCTS OF AQUATIC ANIMAL ORIGIN FROM JAPAN TO THE REPUBLIC OF KOREA」(別紙様式2)を発行する。

検査において異常が認められた場合は、検査機関は速やかに申請者にその旨連絡するものとし、証明書は発行しない。

発行機関は、本要領に基づく検査の結果を、漁業振興課に報告すること。

なお、本証明書の効力がある期間は検査した翌日から15日間とし、当該期間内に同じロットでの申請があった場合は、検査を経ずに証明書を発行することができる。ただし、前回の検査において異状が認められた場合はこの限りでない。

7 証明書の発行申請前の手続き

輸出者は電子メール又はNACCSを利用して年度内の食品輸出計画書(別紙様式4)を毎年書面にて発行機関あてに提出すること。

輸出計画書には、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画を踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載する。提出後に輸出先国、地域の追加が生じた場合は別紙様式4により、別途当該計画書の変更を届け出ること。

なお、輸出年月、輸出品目又は輸出数重量の変更が生じた場合は届出を要しない。

8 その他注意事項等

(1) 検査機関の申請日及び検体受け入れ時刻

検査機関の当該申請の受付は、搭載予定日の概ね5日以上前(土日祝日を除く。)までの日とする。また、検体の受け入れは、平日の9時から16時までとする。ただし、申請書の提出は、検体の受け入れと同時又はそれ

6 健康証明書の発行

発行機関は、前項の検査において異常が認められない場合は、健康証明書「HEALTH CERTIFICATE OF LIVE AQUATIC ANIMAL」(別紙様式2)を発行する。

検査において異常が認められた場合は、検査機関は速やかに申請者にその旨連絡するものとし、証明書は発行しない。

発行機関は、当該要領に基づく検査の結果を、漁業振興課に報告すること。

なお、検査の効力がある期間は検査した日から12日以内とし、当該期間内に同じロットでの申請があった場合は、検査を経ずに証明書を発行することができる。ただし、前回の検査において異状が認められた場合はこの限りでない。

【追加】

7 その他注意事項等

(1) 検査機関の申請日及び検体受け入れ時刻

検査機関の当該申請の受付は、搭載予定日の概ね5日以上前(土日祝日を除く。)までの日とする。また、検体の受け入れは、平日の9時から16時までとする。ただし、申請書の提出は、検体の受け入れと同時又はそれ

以前であることとする。

(2) 検査機関の責任

この要領における証明は、検査した魚について異常が認められないことの証明であって、養殖魚の輸出に関する責任を負うものではない。

附 則

平成 21 年 8 月 5 日より施行する。

平成 27 年 12 月 1 日より施行する。

平成 29 年 1 月 5 日より施行し、平成 29 年 1 月 1 日より適用する。

平成 30 年 5 月 1 日より施行し、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

以前であることとする。

(2) 検査機関の責任

この要領における証明は、検査した魚について異常が認められないことの証明であって、養殖魚の輸出に関する責任を負うものではない。

附 則

平成 21 年 8 月 5 日より施行する。

平成 27 年 12 月 1 日より施行する。

平成 29 年 1 月 5 日より施行し、平成 29 年 1 月 1 日より適用する。

【新】

(別紙様式1)

年 月 日

高知県水産試験場長 殿

申請者

住 所

氏 名

印

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産動物等の動物衛生証明書発行申請書

「韓国向け輸出水産動物等の動物衛生証明書発行に関する取扱いについて」(平成30年3月28日付け29消安第6770号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長通知)に基づき、下記の輸出水産動物等に関し、衛生証明書の発行を申請したく、関係書類を添えて申請します。

なお、当該証明書の発行は、法令に基づく措置ではないことを了解しており、証明書発行機関及び証明者に対し、何らかの請求を行う権利を有しないことを確約します。

記

1. 輸出水産動物等の詳細

(1) 輸出者の名称、所在地(郵便番号を含む。)、連絡先(電話番号、

【旧】

(別紙様式1)

大韓民国向け輸出活魚の健康証明書発行申請書

高知県水産試験場長 様

申請年月日:

申請者住所

氏 名

印

(担当者 氏名)

(電話番号・FAX番号)

(Email address:)

下記物件に関し、大韓民国向け活魚の暫定証明書の発行を申請します。

なお、この証明書のすべての記載事項、添付書類及びその内容については、事実と相違ないことを誓約します。また、輸出物に関する責任は、すべて申請者が負うものです。

<u>種 類/学 名</u> <u>Common name / Scientific name</u>	
<u>用 途</u> <u>Use</u>	
<u>数 量</u> <u>Number of pcs</u>	
<u>重 量</u> <u>Net weight</u>	
<u>仕 向 先</u> <u>Place of destination</u>	
<u>荷受人住所氏名</u> <u>Name and address of consignee</u>	

FAX 番号及びメールアドレス)
(2) 輸入者の名称、所在地 (郵便番号を含む。)、連絡先 (電話番号、FAX 番号及びメールアドレス)
(3) 生産施設／養殖場 (天然由来の場合、保管・加工施設があれば記入)
(施設の名称:)
(施設の住所:)
漁獲水域 (天然)
(国名 (外国産の場合):)
(漁獲水域:)
(4) 登載地
(5) 登載日
(6) 輸送方法及び便名／船名 (いずれかにチェック)
 航空機 (便名:)
 船舶 (船名:)
(7) 輸出水産動物等の商品名 (一般名及び学名)
(8) 輸出水産動物等の商品明細
(9) 輸出水産動物等の温度 (いずれか一つにチェック)
 常温 (生きている) 冷凍 冷蔵
(10) 輸出水産動物等の用途 (いずれか一つにチェック)
 食用 養殖／増殖 (親、卵、配偶子) 用 観賞用
 試験研究用 養殖魚の餌料用 その他 ()
(11) 総梱包数
(12) 梱包のタイプ
(13) 正味重量 Net weight (kg, t)
(14) コンテナ番号及びシール番号

荷送人住所氏名 <u>Name and address of consigner</u>	
養殖場名及び住所 <u>Name and address of Farm</u>	
搭載予定年月日及び搭載地 <u>Date and place of shipment</u>	
輸送手段 <u>Means of transportation</u>	
備考 <u>Remarks</u>	
内容の確認	<u>上記の内容は事実と相違ありません。</u> <u>年 月 日</u> <u>〇〇漁業協同組合</u> <u>代表理事組合長 〇〇 △△</u> 印

(15) 到着港

2. 誓約事項

上記の韓国向け輸出水産動物等に関して、次に掲げる事項を誓約する。

(1) 1. の記載事項が正しいこと。

(2) 関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項第 4 号の「内国貨物」であること。

(3) 調査の必要があると認められる場合には、関係者が調査に立ち会い貨物の開梱等を行うことを承諾すること。

(4) 衛生証明書を受け取った際は、衛生証明書中の記載事項を確認し、その記載事項が申請書の記載事項と異なる場合は、証明書発行機関にその旨申し出ること。

(5) 韓国が指定する対象疾病が現に発生していない養殖場又は漁獲水域に由来すること。

(6) 対象疾病による外観上の異常が認められず、かつ、出荷までの間、衛生状態の異なる水産動物と接触させない方法で、衛生的に管理すること。

【新】

(別紙様式2)

HEALTH CERTIFICATE

**FOR EXPORT OF LIVE AQUATIC ANIMALS AND
PRODUCTS OF AQUATIC ANIMAL ORIGIN FROM JAPAN TO
THE REPUBLIC OF KOREA**

CERTIFICATE NUMBER:

Part I: Details of dispatched consignment	<u>1. Consignor</u>	<u>2. Competent authority</u>
	Name:	
	Address:	
	<u>3. Consignee</u>	
	Name:	
	Address:	
<u>4. Producing establishment / farm</u>		
	Name:	
	Address (detailed):	
<u>5. Captured area (for wild)</u>		

【旧】

(別紙様式2)

**HEALTH CERTIFICATE
OF LIVE AQUATIC ANIMAL**

証明書番号: _____ 発行年月日: _____

No. _____ Date of issue _____

I, the undersigned certify that:

種類 / 学名 Common name / Scientific name	
用途 Use	
数量 Number of pcs	
重量 Net weight	
仕向先 Place of destination	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
荷送人住所氏名 Name and address of consigner	
養殖場名及び住所 Name and address of Farm	

<u>6. Country and region of origin</u>	<u>7. Source</u> <input type="checkbox"/> farm-raised <input type="checkbox"/> wild-caught	<u>搭載予定年月日及び搭載地</u> <u>Date and place of shipment</u>	
<u>8. Place and date of shipment</u> - Place: - Date:	<u>9. Means of transport:</u>	<u>輸 送 手 段</u> <u>Means of transportation</u>	
<u>10. Name of commodity</u> <u>Common name:</u> <u>Scientific name:</u>	<u>11. Description of commodity:</u> - - <u>12. Temperature of the commodity</u> <input type="checkbox"/> ambient (live) <input type="checkbox"/> frozen <input type="checkbox"/> chilled	<u>検 査 結 果</u> <u>Result of inspection</u>	
<u>13. Commodities intended for use as:</u> <input type="checkbox"/> Human consumption <input type="checkbox"/> Culture / breeding (broodstock, eggs, gametes) <input type="checkbox"/> Ornamental <input type="checkbox"/> Research & Investigation <input type="checkbox"/> Aquatic animal feed / baits <input type="checkbox"/> Other (if other, specify):	<u>14. Total number of packages :</u> <u>15. Type of packaging:</u> <u>16. Net weight (kg or tons):</u> <u>17. Identification of container / seal number:</u>	<u>備 考</u> <u>Remarks</u>	
		- <u>発 行 機 関 :</u> _____ <u>確 認 者 : 署 名</u> _____ <u>Inspector : Signature</u> _____	
		<u>Official stamp</u>	

18. Port of entry:

-

19. Name of ship / flight number

-

HEALTH CERTIFICATE

**FOR EXPORT OF LIVE AQUATIC ANIMALS AND
PRODUCTS OF AQUATIC ANIMAL ORIGIN FROM JAPAN TO
THE REPUBLIC OF KOREA**

-

CERTIFICATE NUMBER:

Part II: Health information

The undersigned certifying official certifies that the above live aquatic animals or products of aquatic animal origin come from farm/region which has no current outbreak of diseases described below.

1. Live aquatic animals

For finfish: Epizootic haematopoietic necrosis (EHN), Spring viraemia of carp (SVC), Viral haemorrhagic septicaemia (VHS), Infectious salmon anaemia (ISA), Koi herpesvirus (KHV), Epizootic ulcerative syndrome (EUS), Gyrodactylosis

For molluscs: Infection with *Bonamia ostreae*, Infection with *Bonamia exitiosa*, Infection with *Marteilia refringens*, Infection with *Perkinsus marinus*, Infection with *Xenohaliotis californensis*, Infection with abalone herpesvirus, Infection with white spot syndrome virus (WSD, as a vector)

For crustacean: Infection with *Aphanomyces astaci* (Crayfish plague), Infection with yellow head virus genotype-1(YHD), Infection with white spot syndrome virus (WSD), Infection with Taura syndrome virus (TSV), Infection with Infectious myonecrosis virus (IMN), Infection with *macrobranchium rosenbergii* nodavirus (White tail disease: WTD)

2. Frozen and chilled products of Aquatic animal origin (shrimp/prawn, oyster and abalone)

Shrimp/prawn (except for heated or peeled and beheaded): Infection with yellow head virus genotype-1(YHD), Infection with white

spot syndrome virus (WSD), Infection with Taura syndrome virus (TSV), Infection with Infectious myonecrosis virus (IMN), Infection with macrobranchium rosenbergii nodavirus (White tail disease: WTD)

Oyster(except for heated): Infection with *Marteilia refringens*, Infection with *Bonamia ostreae*, Infection with *Bonamia exitiosa*, Infection with *Perkinsus marinus*, Infection with white spot syndrome virus (WSD, as a vector)

Abalone(except for heated): Infection with abalone herpesvirus, Infection with *Xenohalotis californensis*

-

-
Official seal (stamp)

Date of Issue:

-

-

Name of Certifying official /

-

-

Signature

This certificate is valid for 15 days from the next day of the issuing date.

(別紙様式3)

年 月 日

副 申 書

高知県水産試験場長 様

漁業協同組合名

組合長名 印

当組合員 については下記のとおり漁業権を行使して
いることを証明します。

記

1 輸出対象魚

魚種名：

尾数： 尾

2 輸出対象魚の飼育漁場（別添漁場図参照）

区画第 号（漁場名 ） No.

区画第 号（漁場名 ） No.

区画第 号（漁場名 ） No.

（注）所有証明書類がない場合には、輸出予定魚の所有を漁協で確認したことを証する内容を以下に記載すること。

(別紙様式4)

年 月 日

高知県水産試験場長 殿

輸出者

住 所

氏 名

印

電話番号

(法人にあつては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

平成 年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. 担当者

部署名：

担当者氏名：

電話番号：

メールアドレス：

※ 上記担当者が、当該年度に係る証明書の申請手続を行うものとする。

